

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 7 月 7 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

3件

厚生年金保険関係

3件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700030号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700099号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年1月1日から平成7年11月30日まで

私は、請求期間当時、A社の代表取締役であったが、経営不振のため、厚生年金保険料を延滞していた。管轄社会保険事務所の担当者から、社長、取締役の標準報酬月額を過去に遡って減額し、未払い金を一時的になくすようにするが、未払い保険料が納付され次第、標準報酬月額を元に戻すと言われた。その後、5千万円程度の小切手を納付したことを覚えている。

しかし、その後も保険料を滞納し、管轄社会保険事務所の担当者から厚生年金保険から脱退するように言われ、平成7年11月30日付けで適用事業所でなくなる届出を行ったが、標準報酬月額を減額することに同意をしたことはないため、標準報酬月額を見直し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間のうち、昭和63年1月1日から平成7年10月1日までの期間の標準報酬月額については、オンライン記録によると、昭和63年1月から平成元年11月まで47万円、同年12月から平成6年10月まで53万円、同年11月から平成7年3月まで59万円と記録されていたところ、同年4月11日付けで、昭和63年10月1日、平成元年10月1日、平成2年10月1日、平成3年10月1日、平成4年10月1日、平成5年10月1日及び平成6年10月1日の定時決定の記録を取り消し、昭和63年1月1日に遡って平成6年10月まで8万円、同年11月から平成7年3月まで9万2,000円に引き下げられ、同年10月1日の定時決定まで継続していることが確認できる。

しかしながら、請求者は、厚生年金保険料を滞納していたことは認めているものの、自身の標準報酬月額が減額訂正となる届出については知らなかった旨陳述しているところ、A社に係る商業登記簿謄本によると、請求者は、請求期間及び減額処理日において同社の代表取締役に就任していることが確認できる上、上記減額処理後の定時決定においても、請求者の標準報酬

月額、9万2,000円と届出されていることから、事業所としては、上記減額処理を認識していたものとするのが自然であり、社会保険事務所（当時）が、無断で請求者に係る標準報酬月額の減額処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、請求期間のうち、昭和63年1月1日から平成7年10月1日までの期間について、請求者は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与していたと言わざるを得ないことから、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、請求者の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

- 2 請求期間のうち、平成7年10月1日から同年11月30日までの期間の標準報酬月額については、オンライン記録によると、同年10月1日の定時決定において、9万2,000円と記録されているところ、当該定時決定について遡及訂正処理は行われておらず、有効な記録でないとする事情はうかがえない。

また、請求者及び総務経理担当取締役は当時の関連資料は残っていない旨回答していることから、請求者の当該期間における報酬額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、当該期間において、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間のうち、平成7年10月1日から同年11月30日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700059号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700100号

## 第1 結論

請求期間①について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、訂正請求記録の対象者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、訂正請求記録の対象者のC社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 男(子)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 明治36年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和24年6月1日から昭和29年6月28日まで  
② 昭和34年6月5日から昭和40年11月1日まで  
③ 昭和44年10月1日から昭和46年10月25日まで

私の父(訂正請求記録の対象者)がA社に勤務していた期間のうちの請求期間①、B社に勤務していた期間のうちの請求期間②及びC社に勤務していた期間のうちの請求期間③の厚生年金保険の被保険者記録がない。請求期間①、請求期間②及び請求期間③に給与から厚生年金保険料を控除されていたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認め、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、A社は、請求期間①当時の資料を保管しておらず、請求期間①当時の事業主も既に亡くなっていることから、訂正請求記録の対象者の請求期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、オンライン記録により、請求期間①にA社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる従業員のうち連絡先の判明した一人に、請求期間①当時の訂正請求記録の対象者の勤

務実態及び同社における厚生年金保険の取扱いについて照会したが、不明である旨回答しており、訂正請求記録の対象者の請求期間①に係る勤務実態及び同社における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票により、訂正請求記録の対象者の被保険者台帳記号番号「D」は、A社において昭和29年7月22日付けで払い出されており、オンライン記録における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の記録と概ね符合していることが確認できる。

請求期間②について、訂正請求記録の対象者の請求期間②に係る雇用保険の加入記録は、資格取得年月日が昭和40年10月1日、離職年月日が昭和42年9月30日となっており、請求期間②のうち一部期間にB社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿及びオンライン記録により、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和40年11月1日であり、請求期間②当時は適用事業所でなかったことが確認できる。

また、B社は、昭和42年10月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の代表取締役の連絡先も不明であることから、訂正請求記録の対象者の請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により、訂正請求記録の対象者の基礎年金番号「E」は、B社において昭和40年11月12日付けで払い出されており、オンライン記録における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の記録と概ね符合していることが確認できる。

請求期間③について、オンライン記録により請求期間③にC社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる従業員の陳述・回答及び請求者から提出された日記の記載内容から、訂正請求記録の対象者が請求期間③当時に同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、C社は、請求期間③当時の資料を保管しておらず、同社の請求期間③当時の事業主は既に亡くなっていることから、訂正請求記録の対象者の請求期間③に係る勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、オンライン記録により、請求期間③にC社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる従業員のうち連絡先の判明した38人に、請求期間③当時の同社における厚生年金保険の取扱いについて照会したが、回答のあった23人全員が不明である旨回答している。

さらに、訂正請求記録の対象者のC社に係る厚生年金保険被保険者原票により、訂正請求記録の対象者が昭和44年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年10月14日付けで健康保険被保険者証を返却したことを意味する「証返」の記録が記載されていることが確認できる。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1700061 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1700101 号

## 第 1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日、及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 10 日から昭和 37 年 6 月 1 日まで  
② 昭和 37 年 7 月 26 日から昭和 39 年 10 月 5 日まで

A社に住み込みで勤務していた期間について、厚生年金保険の加入記録が間違っているため、記録を訂正し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい旨の訂正請求を2回行ったが、訂正は認められないとする通知を受け取った。

今回、請求期間①を昭和 33 年 4 月 10 日から昭和 37 年 6 月 1 日まで、請求期間②を昭和 37 年 7 月 26 日から昭和 39 年 10 月 5 日までとし、新たな資料として事業主の関係者からの手紙を提出するので、厚生年金保険の被保険者期間と認め、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者の前回までの訂正請求（請求期間①は昭和 33 年 4 月 15 日から昭和 37 年 6 月 1 日まで、請求期間②は昭和 37 年 7 月 26 日から昭和 39 年 10 月 10 日まで）については、i) 請求者がA社において一緒に勤務したとする同僚の陳述により、期間は特定できないが、請求者が請求期間①のうち一部期間に同社に勤務していたことはうかがえるものの、同社における請求期間①及び②当時の事業主は既に亡くなっている上、同社は、請求期間①及び②当時の資料を保存しておらず、請求者の請求期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができないこと、ii) A社における事業所別被保険者名簿により、請求期間②に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者へ照会したものの、請求者の請求期間②における勤務実態を確認することができないこと、iii) A社の請求期間①及び②当時の事業主の後の事業主は、同社における請求期間①及び②当時の厚生年金保険の取扱いについて、当時、従業員の出入りが激しかったことから、厚生年金保険への加入は当時の事業主の裁量で決めており、必ずしも従業員の全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった旨陳述しているところ、請求者が同社と一緒に勤務したとする同僚3人のうち一人は、同社に係る事業所別被保険者名簿において、厚生年金保険被保険者としての加入記録を確認することができないことなどから、既に平成 27 年 11 月 11 日付け及び平成 28 年 6 月 13 日付けで、年金

記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、今回、請求期間①を昭和 33 年 4 月 10 日から昭和 37 年 6 月 1 日まで、請求期間②を昭和 37 年 7 月 26 日から昭和 39 年 10 月 5 日までとし、新たな資料として請求期間①及び②当時の事業主の関係者が書いた手紙を提出し、3 回目の訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求期間①及び②当時の事業主の関係者は、請求者が A 社に勤務していたことは記憶しているものの、請求者の入社時期及び退職時期については記憶していないと陳述しており、当該資料からは、請求期間①及び②に係る同社における請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

そのほか、今回調査及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらず、また、今回の請求者の主張を裏付ける特段の事情はうかがえないことから、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。